

福岡県公報

令和元年七月二日
第十七号
増刊
①

目次

規則(第十一号・第十二号)

○福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

(保護・援護課)

○福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (団体指導課)

規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表障害者世帯の項中「障害者世帯」を「障がい者世帯」に、「知的障害児」を「知的障がい児」に、「知的障害と」を「知的障がいと」に、「障害の」を「障がいの」に改める。

第七条から第九条までの規定中「貸付金」を「貸付資金」に改める。

ア 高等学校に修学する場合
修学期間中 月額三万円
校、短期大

ア 高等学校に修学する場合
修学期間中 月額三万円
校、短期大

別表教育支援資金の項中

五千円	イ 高等学校に修学する場合 修学期間中 月額六万円	学又は大学を卒業後六ヶ月以内
円	ウ 短期大学に修学する場合 修学期間中 月額六万円	
円	エ 大学に修学する場合 修学期間中 月額六万円	
円	オ アからエにつき、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	

を

五千円	イ 高等学校に修学する場合 修学期間中 月額六万円	学(専門職)短期大学及び専修学校 専門課程を含む。)又
円	ウ 短期大学、専門職短期大学及び専修学校専門課程を含む。)に修学する場合	は大学(専門職)を卒業後六ヶ月以内
円	エ 大学、専門職大学を含む。)に修学する場合	
円	オ アからエにつき、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	

に改め、

同表備考中「貸付金」を「貸付資金」に改める。

様式第一号中「(イ) 生活福祉資金貸付金」を「(イ) 生活福祉資金貸付資金」に、「障害者」を「障がい者」に、「ウ 年度生活福祉資金貸付金収支予算書」を「ウ 年度生活福祉資金貸付金収支予算書」に改める。

「ヤ 年度生活福祉資金貸付金収支予算書」を「ヤ 年度生活福祉資金貸付金収支予算書」に改める。

様式第三号中「年度生活福祉資金貸付金収支予算書」を「年度生活福祉資金貸付金収支予算書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福岡県農業協同組合法施行細則（平成二十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「様式第八十一号」を「様式第八十二号」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条中「様式第八十号」を「様式第八十一号」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条を第四十九条とする。

第四十七条中「第二百三十一条第二十一号」を「第二百三十一条第二十二号」に、「様式第七十九号」を「様式第八十号」に改め、同条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の就任又は退任の届出）

第四十七条 組合は、省令第二百三十一条第二十一号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、届出書（様式第七十九号）を提出しなければならない。

様式第八十一号中「第50条関係」を「第51条関係」に、「第50条」を「第51条」に改め、同様式を様式第八十二号とする。

様式第八十号中「第49条関係」を「第50条関係」に、「第49条」を「第50条」に改め、同様式を様式第八十一号とする。

様式第七十九号中「第48条関係」を「第49条関係」に、「第231条第一項第21号」を「第231条第一項第22号」に改め、同様式を様式第八十号とし、様式第七十八号の次に次の一様式を加える。

様式第79号(第47条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

会計監査人の就任（退任）届出書

本組合は、下記（別紙）のとおり会計監査人が就任（退任）しましたので、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第97条第12号及び農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第231条第1項第21号の規定により、届け出ます。

記

(就任)

会計監査人の氏名又は名称	就任年月日

(退任)

会計監査人の氏名又は名称	退任年月日

附則
この規則は、公布の日から施行する。